

令和3年2月16日

会 員 各 位

(一社) 福井県トラック協会

テールゲートリフター等導入補助金について(ご案内) (トラック運送業の生産性向上促進事業)

令和2年度国土交通省補正予算において、中小トラック運送事業者の生産性向上を促進するため、テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキの導入に係る支援が実施されることになりました。

なお、「テールゲートリフター等導入補助金」の申請先は、全日本トラック協会（全ト協）となりますのでご注意ください。

1 実施概要

(1) 申請受付期間

令和3年2月19日（金）から年3月11日（木）まで（厳守）

※先着順ではありません。3/11、消印有効3/12全ト協必着は可

(2) 申請方法

全ト協へ書留郵便又はレターパックにより郵送申請を行って下さい。

(3) 募集要領

全ト協HPをご覧ください。

https://www.jta.or.jp/yushi_jyosei/jyosei/tgl2021notice.html

HOME > 会員の皆様へ > 助成制度 > 令和2年度国土交通省補正予算「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等（テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキ）導入支援事業」の実施について

【対象事業者】

テールゲートリフター等搭載車の所有事業者

（中小企業者であり、保有車両数5両以上運送事業者またはリース事業者等）

【補助対象】

令和2年12月15日から令和3年3月31日までに以下の①から③までの対象機器導入が完了し、かつ支払いが全て完了していることが条件

【補助額】

① テールゲートリフター

通常価格の1/6	後部格納式、床下格納式	1台あたり20万円
	垂直式・アーム式	1台あたり10万円

② トラック搭載型クレーン

通常価格の1/6	大型クラス	1台あたり70万円
	中型クラス	1台あたり60万円
	小型クラス	1台あたり50万円

③ トラック搭載用2段積みデッキ

通常価格の1/6 デッキ1基あたり6万円（1台分最大18万円）

【台数制限】

1事業者につき1台（Gマーク取得事業者は2台）

【留意事項】

申請件数が予算額を超えた場合は、補助金が受けられない場合があります。